

規 則

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

埼玉県県民活動総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県県民活動総合センター管理規則（平成二年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「一、二九〇」を「一、三二〇」に、「六四〇」を「六六〇」に、「三八〇」を「三九〇」に、「二二〇」を「一三〇」に、「二五〇」を「二六〇」に、「二、五九〇」を「二、六四〇」に、「三、八八〇」を「三、九六〇」に改め、同表ピアノの項中「七、七七〇」を「七、九二〇」に、「一、二九〇」を「一、三二〇」に改め、同表パーソナルコンピュータの項中「二四〇」を「二五〇」に改め、同表映写設備の項中「一、五九〇」を「一、六二〇」に、「二四〇」を「二五〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。